## 第 45 号 議 案

## 令和4年度長崎県交通事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和4年度長崎県交通事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度長崎県交通事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事 業 収 益	5,300,060千円	△134,504千円	5,165,556千円
第1項 営 業 収 益	4,254,459千円	△275,148千円	3,979,311千円
第2項 営業外収益	1,045,601千円	140,644千円	1,186,245千円
	支	出	
第1款 事 業 費 用	5,259,775千円	△6,711千円	5,253,064千円
第1項 営 業 費 用	5,054,414千円	8,967千円	5,063,381千円
第2項 営業外費用	205,361千円	△15,678千円	189,683千円

第3条 予算第3条本文「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債500,000千円を借り入れる。」を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。」に改める。

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額420,036千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,650千円、当年度分損益勘定留保資金198,731千円及び特別減収対策企業債197,655千円」を「不足する額418,466千円は、当年度分損益勘定留保資金168,280千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,929千円及び特別減収対策企業債230,257千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	236,000千円	△35,380千円	200,620千円
第1項 企 業 債	236,000千円	△70,000千円	166,000千円
第2項 建設補助金	_	33,266千円	33,266千円
第3項 投資返還金	_	1,354千円	1,354千円
	支	出	
第1款 資本的支出	656,036千円	△36,950千円	619,086千円
第1項 建設改良費	236,502千円	△37,216千円	199,286千円
第3項 投 資	260千円	266千円	526千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的		補 正	前				補 正	後	
起復の日的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 236,000	債券発行又	年利	借入時期か		千円 166,000	補正前に同	補正	補正前に同
新型コロナウイルス公営	500,000	は普通貸借	5.0%	ら30年以内			じ。	前に	じ。
企業特別減収対策	500,000		以内	(うち据置		0		同じ。	
		(借入先)		期間5年以					
		財務省、地		内) におい					
		方公共団体		て元利均等					
		金融機構、		又は元金均					
		銀行その他		等などの償					
				還の方法に					
		(借入時期)		よる。ただ					
		令和4年度。		し、企業財					
		ただし、購		政の都合に					
		入その他の		より、繰上					
		都合により、		償還をなし、					
		その全部又		又は償還年					
		は一部を翌		限を短縮し、					
		年度に繰延		若しくは借					
		べ借入れす		換えをする					
		ることがで		ことができ					
		きる。		る。					
計	736,000					166,000			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)(既決予定額)(補正予定額)(計)(1)職員給与費2,381,203千円14,455千円2,395,658千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、321,136千円」を「補助を受ける金額は、234,115千円」に改める。

令和5年2月20日提出

長崎県知事 大 石 賢 吾